

信組住宅ローン連帯債務型 Q & A

夫婦・親子お二人で住宅ローンを借入れる方法は、3つあります。

「連帯債務型」、「ペアローン型」、「連帯保証型（既存の住宅ローン）」です。

朝日新聞信用組合ではすべて取り扱っております。

[Q 1. 連帯債務型とは？](#)

[Q 2. 特徴は？](#)

[Q 3. 利用できる人は？](#)

[Q 4. 借入限度額は？](#)

[Q 5. 融資期間は？](#)

[Q 6. 返済口座は？](#)

[Q 7. 返済日は？](#)

[Q 8. 団体信用生命保険の加入は？](#)

[Q 9. 死亡した場合は？](#)

[Q 10. 離婚した場合は？](#)

Q 1. 連帯債務型とは？

A. 同一物件に対して、朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方が、主債務者となって住宅ローンを借入れ、配偶者・親または子は連帯債務者として、主債務者と同等の返済義務を負うことをいいます。

Q 2. 特徴は？

A. ①収入合算できます。

住宅ローンを借入れる際に、申込者本人の収入だけでは希望条件を満たせない場合等に、配偶者・親または子の収入の75%を合算できます。

②それぞれ住宅ローン控除を利用できます。

条件を満たした場合には、それぞれが住宅ローン控除を利用することができます。

③契約時の印紙代等の費用を抑えられる場合があります。

連帯債務型で借入れた場合は、住宅ローンの契約が1本になるため、ペアローンと比較すると、契約時の印紙代や登記費用を抑えられる場合があります。

④融資期間は最長40年または主債務者もしくは連帯債務者の年齢が80歳までのいずれか短い期間です。

詳しくはQ5をご覧ください。

⑤配偶者・親または子も口座開設・組合員加入いただきます。

連帯債務型ローンをご利用いただくには、配偶者・親または子も口座開設・組合加入が必要です。組合加入いただく事で様々なサービスをご利用いただけます。

- ・外部ATM利用手数料が月5回まで実質無料
- ・定期預金の店頭金利に対して、金利を上乗せ
- ・組合員限定の預金や各種ローン（※）が利用可能

※信組住宅ローン・住宅諸費用ローンのみご利用いただけます。

詳しくは下記のURLをご覧ください。

<https://www.asahishimbun.shinkumi.jp/procedure/join/>

信組住宅ローンが完済となった場合は、組合脱退の手続きが必要になります。

Q 3. 利用できる人は？

A. お二人で次の条件をすべて満たす場合にご利用できます。

●朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方

- ・朝日新聞信用組合の組合員で勤続1年以上
- ・年齢満18歳以上
- ・現役の社員・職員・役員
- ・当組合指定の団体信用生命保険に加入が認められる方

●組合員のご家族

- ・上記に該当する組合員と同居（または同居予定）の戸籍上の配偶者、親または子
- ・勤続1年以上（年金受給者も可）
- ・年齢満18歳以上
- ・前年年収300万円以上

●ご融資の対象となる物件を共有物件とすること

※個人事業主・フリーランスの方は安定かつ継続した収入があり、将来にわたって安定した収入が見込める方

※契約社員・派遣社員の方もご利用いただけます。

※産休・育休明け等で前年年収が300万円に満たない場合はご相談ください。

※お二人とも組合員の方（朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めの方）もご利用いただけます。

※親または子は血族に限ります。

※事実婚は対象外です。

Q 4. 借入限度額は？

A. お二人で8,000万円以内です。

連帯債務者の債務負担割合(※)は50%以下とします。

※債務負担割合とは借入金として負担すべき金額の割合です。

Q 5. 融資期間は？

A. 最長40年または主債務者もしくは連帯債務者の年齢が満80歳までのいずれか短い期間です。

親子（親60歳・子30歳）で親が主債務者・子が連帯債務者の場合、親が満80歳までの最長20年間です。

子が主債務者・親が連帯債務者の場合も親が満80歳までの最長20年間です。

Q6. 返済口座は？

A. 主債務者の普通預金口座からの返済になります。

朝日新聞社・関連団体にお勤めの方は、給与・賞与天引きで返済していただきます。

朝日新聞グループ企業にお勤めの方は、信組残し額、または天引き額を申し込みください。

Q7. 返済日は？

A. 主債務者が朝日新聞社・関連団体にお勤めの場合は、毎月22日（休日の場合は前営業日）。

主債務者が朝日新聞グループ企業にお勤めの場合は、毎月28日（休日の場合は翌営業日）。

賞与返済月は1月・7月です。

Q8. 団体信用生命保険の加入は？

A. 主債務者は当組合指定の団体信用生命保険に加入していただきます（申込内容により保険会社の審査がございます）。

保険料は当組合が負担します。

また、ご希望によりがん保障特約付団体信用生命保険にご加入いただく事ができます（満18歳以上満51歳未満の方）。ご利用の場合は、適用金利に所定の利率を上乗せします。

※連帯債務者は団体信用生命保険に加入いただけません。

Q9. 死亡した場合は？

A. 主債務者が死亡した場合は、支払われる保険金により住宅ローンは完済となります（保険金請求手続きにより、保険会社が保険金支払いの可否決定を行います）。

連帯債務者が死亡した場合は、団体信用生命保険に加入していないため、保険金で完済されません。

Q10. 離婚した場合は？

A. 離婚しても住宅ローンの連帯債務者の返済義務はなくなりません。

朝日新聞社・朝日新聞グループ企業・関連団体にお勤めでない方が、組合員資格を失うことになるため、原則として一括返済していただくこととなりますが、お客様のご事情に沿って対応いたしますのでご相談ください。